

奈良春日野国際フォーラム管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十五号

奈良春日野国際フォーラム管理規則の一部を改正する規則

奈良春日野国際フォーラム管理規則（昭和六十三年十月奈良県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表音響設備の項中

C D ・ M D デッキ		一	台	一
---------------	--	---	---	---

、 一三〇円

を

C D ・ M D デッキ	一	台	一、 一
デジタルレコーダー	一	台	一、 二

三〇円	五〇円
-----	-----

に改め、同表映写設備の項中

S V H S ビデオテープレコーダー

一 台	一、 八五〇円
--------	------------

を

S V H S ビデオテープレコーダー	一
ブルーレイレコーダー	一

一、 八五〇円	一、 一九〇円
------------	------------

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。